

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		令和5年9月22日					
大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号 日本生命淀屋橋ビル16階		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 扶桑化学工業株式会社 代表取締役社長 杉田 真一 電話番号: 06-6203-4711					
主たる業種	その他無機化学工業製品製造業	細分類番号	1 6 2 9				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムの運用に基づいて、エネルギー原単位の向上、改善を進める。また産業廃棄物のリサイクル化・減量化を進める。						
計画を推進するための体制	・環境マネジメントシステムの管理体制強化 ・製品不良率の低減						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	60,698.7 トン	42,645.6 トン	43,772.8 トン	45,130.9 トン	-27.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	54,516.0 トン	42,645.6 トン	43,772.8 トン	45,130.9 トン	-19.6 パーセント	
	目標の根拠	令和6年度より新規製造設備機器洗浄にエネルギーを使用するため、温室効果ガス排出量が増加する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量×1/2)÷100	106.23	76.15	77.47	79.18	-26.95 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	効率よい生産活動に務めるが、令和6年に完成する生産設備増強に伴って発生する機器洗浄のためのエネルギー使用量が増加するため令和6年度以降はエネルギー原単位は悪化する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	高効率冷凍機更新 省エネポンプ更新・生産不良低減					
	令和6年度	高効率冷凍機更新 省エネポンプ更新・生産不良低減					
	令和7年度	高効率冷凍機更新 省エネポンプ更新・生産不良低減					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	無し					
	上記の措置を採用する理由	地域特性及び勤務体系により、車両による通勤に制限を掛ける事は非常に困難である。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	照明のLED化推進 太陽光発電の活用						
特記事項	環境マネジメントシステムに基づいた環境改善活動を推進する。 2023年9月13日 住所変更 変更後) 大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号 日本生命淀屋橋ビル16階 変更前) 大阪府大阪市中央区高麗橋4丁目3番10号						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。